

令和3年第1回 築上町農業委員会臨時総会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月20日(水)午後13時00分～
2. 開催場所 築上町役場 3階 3-1・3-2会議室
3. 出席委員 13(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
欠席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広
事務局 江本 昭二郎
門田 純二

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請の対応について

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和3年 第1回 築上町農業委員会臨時総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回築上町農業委員会臨時総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、11番：築別委員と12番：吉田委員を指名いたします。よろしく願います。

日程第2、議案第36号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請の対応について」を議題とします。事務局に議案の説明をお願いします。

事務局長

今回の農地法第5条申請に伴う書類作成についてですが、10月11日に申請代理をいたしました■■■■司法書士事務所の方に来庁していただき事情聴取をさせていただきました。面談者としては、蛭崎会長、吉留副会長同席のもと事務局は鍛冶事務局長、江本、門田計5名で面談を行っております。先方の方は、■■■■司法書士と補助者の■■■■氏計2名出席しておりました。

私の方から冒頭に今回の申請について、先日10月7日に開催されました農業委員会での状況及び農業委員会での5条申請の審議の流れ等々を説明し、当該申請について担当地区の■■■■委員さんが全く把握していないという状況、またそれに伴う意見書についても署名押印もしていないということ、また先日行われた農業委員会定例総会が紛糾したことを説明いたしました。それについて問いただしたところ、補助者の■■■■氏が、私が署名押印をしましたということでした。理由としては、前回の申請を今年の2月に行っておりますが、その時に今回転用する農地（奈古749-1）も含め計3筆で■■■■委員さんの署名と印鑑をもらっておりました。今回の申請の内容は太陽光発電施設ということで以前許可した案件と関係するということで同意していると思っていたそうです。農地転用の前段の農振除外の段階で今回の申請地については土地の利用計画が定まっていないということで県の方から農振除外の対象地から除外するようにとということでしたので除外しております。結果的に2筆のみ農振除外をされ転用許可をうけております。前回、農業委員さんに署名押印をもらっているからと言って偽造すること。今回新たに申請をやり直すのであれば改めて署名押印をもらうべきであり偽造していいということではない。農業委員会としてこの

申請については認められないとお話ししております。また同席していました蛭崎会長の方からも、文書を偽造するという行為は法律に違反する行為であり、前回もらっているからといって安易な考えでしたということですが、これは重大な問題であるということですよ。また今回は二つの側面があるということと言われておりました。一つ目は農業委員会に対してこのような偽造した文書で申請をしたということ。これについては農業委員会にお諮りして対応をさせていただくということによっておりました。もう一つは■■■■委員さんに対して署名押印を偽造したこと。この二つの側面があるということによっておりました。このようなことはあつてはいけないということで蛭崎会長の方からもきつく申し伝えているという状況です。先方の方からも安易な気持ちで行ったことを認めており、私たちに非があるということです。

12番（吉田委員）

■■■■司法書士さんが単独で行ったということですが、申請者の■■■■さんは関わりないのでしょうか。

事務局

関わりがないわけではないですが、補助者として■■■■さんが転用書類を作成しておりますし、最終的に■■■■司法書士さんがおそらく書類確認もしていると思いますので関わりがないわけではないと思います。

12番（吉田委員）

申請者の■■■■さんをインターネットで調べましたら、会社自体景気があまり良くないみたいで、こういう会社はしがちになると思います。

議長（蛭崎会長）

お話しを聞いている中で、ほとんど■■■■さんが資料作成等をしているということでした。

2番（宮野委員）

申請人の方は事情聴取を行いましたか。始末書とかの話は、

議長（蛭崎会長）

申請自体を■■■■司法書士事務所に委託しておりましたので事情聴取しておりません。始末書の話以前にとりあえず事実確認をただけです。

議長（蛭崎会長）

今後の考えられる対応について事務局より説明をお願いします。

事務局

今後の対応ということで、三点あげております。

蛭崎会長からもご指示ありましたが、築上町の顧問弁護士に相談を致しました。弁護士の見解としては、三点ほど考えられるということでした。

まず、一点目は有印私文書偽造の刑事告発ということで最寄りの警察署に相談をすること。二点目は司法書士会という組織がありまして、そこは司法書士の懲戒処分を行う機関であることから司法書士会へ懲戒処分の申立を行うということ。また行政書士会への非行政書士行為の報告も考えられるということです。というのも今回転用申請の作成については司法書士の資格ではなく行政書士の

資格が必要であります。今回■■■司法書士さんは行政書士の資格がないということで、行政書士会へ非行政書士行為ということで報告も考えられるということでした。司法書士会への懲戒処分につきましては、インターネット等で調べたところ、例えば違反行為の中で公文書偽造または私文書偽造等であれば懲戒処分の量定として二年以内の業務停止または業務禁止等の懲戒処分があるということでした。三点目ですが、農業委員会に対し当事者の二名から謝罪を受けるまた始末書、顛末書の提出を求めて今後こういうことが二度とないように確約をしてもらう。以上三点が顧問弁護士に相談した結果でございます。

議長（蛭崎会長） 今、事務局から説明がありました通り、三点ほど方向性がありますので皆さんからの意見を頂戴したいと思います。

12番（吉田委員） ■■■司法書士事務所さんが今回初めてなのかそうではないのか、事務所自体が豊前に構えているということで他市町村も同じ行為を行っているのかいないのかそれが見つかれば厳しい判断をしないといけません。初犯であれば三番目の始末書及び謝罪でいいのではないかと思います。

2番（宮野委員） 今、吉田委員さんがお話しありました通り、結論出す前に情報収集を行うことは大事だと思います。私は事業聴取の場になかったので相手の態度等はわかりませんが反省の気持ちがあるかないかを知りたい。

議長（蛭崎会長） ■■■さんについては、絶対にしてはいけないことをしたということで非を認めていますし反省はしております。ただ、全て作成した補助者の■■■さんが午前中来た時は態度がよろしくなかったため帰らせました。午後二人で来た時は反省の色は見えておりましたが、午前中来たときは前回提出しているから何が悪いのか。みたいな感じで見受けられました。

9番（奥本委員） 水利組合の承諾書も現在違う人なのに■■■さんの印鑑を押している。事務局は当時組合長兼自治会長の■■■さんに確認しましたか。

事務局 当時水利組合長兼自治会長の■■■さんに確認したところ、一回目の水利組合の承諾書に「押印してください」ということで■■■司法書士事務所の方が来た時にその時、自治会長印を持っていなかったため「私印でいいですか」ということで聞いたら「いいです」ということでしたので押印したと言っていました。二回目の水利組合の承諾書については、事情聴取の際にその当時水利組合長兼自治会長の■■■さんは現在別の方が変わっています。補助者の■■■さんが「私がやりました」ということでした。終始相手は一回もらっているからいいということでした。

9番（奥本委員） 隣接農地の同意書は。

事務局

それも偽造しております。

今回の申請も譲渡人の■■■■さんはちゃんともらっているということでした。
それ以外は偽造しているとのことでした。

2番（宮野委員）

農業委員会に対する謝罪及び始末書でいいのではないかと思います。

10番（後藤委員）

他の市町村にもこういうことをしていないか。また他市町村の農業委員会に確認したほうがいいのではないかと思います。

9番（奥本委員）

刑事告訴したほうがいいと思います。

前代未聞の行為ですので3番目の謝罪及び始末書で済まされません。

行政書士の資格がないまた三人も名前を使われているということは考えられません。許せば隠ぺいになります。

2番（宮野委員）

申請者については取り下げということで通知しましたか。

事務局

事情聴取の時に、今回の申請は受けられませんので取下書を提出してくださいということで■■■■司法書士さんにお伝えしております。

あと譲受人と譲渡人に■■■■司法書士さんから内容をお伝えください。と伝えております。申請内容自体は問題ありませんので今後提出されるかわかりませんが現時点では取り下げてくださいということで対応させていただいております。

2番（宮野委員）

誰が見ても普通の申請書で申請を行う。その申請書が出て協議していくと、

議長（蛭崎会長）

それはどういうことですか。次に違う人が転用申請書が提出されてその時に協議を行うということですか。

事務局

今言われた件については、農林事務所の方にも確認しております。

土地の状況その他状況を見ても許可できる案件なので今回は一回取り下げただけで次出たとしても許可できないという案件ではないということでした。

議長（蛭崎会長）

申請内容自体は正式な手続きで提出していいです。今回は偽造されていることが問題ですよ。

8番（椎葉委員）

8月の申請は違反と思いますが、1月の申請は違反にならないのでしょうか。行政書士ではないという点で。

事務局

厳密に言えば違反と思います。

申請案件については問題ないですが、代理申請した方が問題ということです。

議長（蛭崎会長）

最初の申請手続きを行ったのは■■■さんですか。

9番（奥本委員）

1月の申請については今コロナでマスクしていますので顔も覚えてはいませんが、家に来て■■■さんの話してもあまり反応がなかったのでおそらく名刺は■■■さんを使って実際に来たのは■■■さんだったかもしれません。■■■さんの名刺を使わせているのも問題があるのではないかと。

事務局

転用申請の書類は専門的な提出書類もあるのは事実としてあります。

先日、吉田委員さんと新しいやり方で申請者さん、農業委員さん、事務局で現地立会を行いました。その時も申請者も来ておりましたし図面を作成したコンサルさんも来ておりました。実際立会した際現地打合せはできました。

その時に業者に「あくまで個人申請ですか」ということで確認しましたら

「そうです。」ということでしたので、そういう形であればということ受理しております。資格のない方が窓口で問い合わせ等があれば問題があるのかなと思います。実際行政書士さん等が窓口に来た時に資格証や免許等で確認したほうが良いと思います。

議長（蛭崎会長）

これからは4条、5条は現地立会になったのでいいことだと思います。

今まで■■■司法書士さんが築上町でお仕事したことはありますか。

事務局

ないと思います。

2番（宮野委員）

以前、■■■司法書士さんが農地の売買についてその当時代理人ということで署名捺印をもらいに来たことはあると思います。その人が■■■さん本人だったのか、補助者の方なのかわかりませんが。

議長（蛭崎会長）

今まで■■■事務所として■■■さんが成りすましていたのかもしれませんが。

■■■さんの名刺を使って行っていたのかもしれませんが。

■■■さんについては監督責任が出てくると思います。

12番（吉田委員）

本人の名刺じゃないのに使っていたとしていたら本当に成りすましになると思います。本人にも本当にそうですかということも言えない。

6番（西田委員）

通常であれば、事務所があったら事務員が手分けして事務処理を行う。

事務員が悪いだけで終わる話ではないと思います。

議長（蛭崎会長）

先ほど事務局の方から三点对策があるということで皆さんいかがいたしますか。

- 5 番 (横山委員) 被害者の■■■さんの意見を尊重したほうがいいと思います。農業委員会で別の意見が出たとしても。
- 議長 (蛭崎会長) ■■■さんは被害者なので告発等をする権限があると思います。委員会としては、清純な場をけなすようなことをされたということについてどうするかということだと思います。先ほど事務局から対応策が出ている通りであります。私としては司法書士会に報告したほうがいいのではないかと思います。
- 12 番 (吉田委員) それと重ねて、された本人に謝罪をしていただかないといけない。そうしないと収まらないと思いますので、直接会って謝罪をすべきだと思います。
- 10 番 (後藤委員) 直接会って謝罪をして、農業委員会としては行政書士会及び司法書士会に報告するというのでいいのではないかと。本能的に納得しないと思いますが。
- 議長 (蛭崎会長) 福岡県農業会議に前例があるか確認しましたが今まで聞いたことないということでした。まだ意見言っていない方がいますので意見をお願いします。小野委員どうですか。
- 7 番 (小野委員) 内容が分からないままスタートしたのですが、築上町農業委員会としての対策としては許可申請書に代理人等の証明として印鑑等を押印するとかありますか。
- 事務局 委任状が添付していることもあるし、それがなければ行政書士さんの証明するものがついていることもありますし、名刺をつけたりする場合はあります。
- 7 番 (小野委員) 8月分で提案しましたが、その時の行政書士さんは名刺もいただきましたし、申請書の写しも後日郵送でいただきました。なので申請書のどこかに行政書士さんのサインを入れるところがあればいいなと思いました。
- 5 番 (横山委員) 委員会とは別の話ですが、本人及び被害に遭われた方に謝罪するのは当たり前だと思います。まだそのあとの司法書士会とか行政書士会とかに告訴等をするという話までまだ行ってはいないと思います。まだ事情聴取しかしていないので。
- 7 番 (小野委員) そうすると、先ほど事務局から三点の対応策がありますが、対策の順番を逆からしたほうがいいのではないのでしょうか。謝罪及び始末書その後に行行政書士会及び司法書士会に報告それでもだめであれば刑事告訴という流れで。
- 事務局 先ほど会長がおっしゃってありました通り、会長の方から福岡県農業会議及び

行橋農林事務所の方にも耳に入っております。それに対して築上町農業委員会は何もしないとなると何もしないのかと思われるのでそれはよくないと思います。あくまで処分を下すのは行政書士会と司法書士会の処分があるわけですから、築上町農業委員会としてはこういうことがありましたということで報告して処分を委ねるという流れを考えております。

前回許可した分については太陽光発電設備の設置は終わっております。今回はその横に付随する農地に管理用地として申請が出ているということです。

議長（蛭崎会長） 公文書偽造及び管理責任等々ありまして司法書士会の違反及び行政書士会に処分をしてもらおう。それともう一つは、二名を呼んで謝罪をしてもらおうということで。

10番（後藤委員） 先ほど吉田委員が言った通り謝罪をしてもらったほうがいいと思います。

5番（横山委員） 事務局として、行政書士会等に事例がありましたということで報告はできると思うのですが、処分の手続きは文書及び口頭でできるのですか。

事務局 まず相談になると思います。窓口が法務局なので、そこに農業委員会でこういうことがありましたということでお話しに行くことになると思います。法務局の方に申立書のようなものがありますのでそれを提出することになると思います。

5番（横山委員） 刑事訴訟に関しては、違反していると思いますので告発はできるのか。■■■■さん及び農業委員会に提出しているということですから農業委員会も告発及び告訴できるのですか。

事務局 まずは相談になると思いますが、できると思います。

9番（奥本委員） 農業委員会が告訴しなければ私が告訴するしかない。

事務局 農業委員会が被害者であれば告訴ができますし、被害者でなければ告発になるかと思っています。

5番（奥本委員） 今回は事前に発覚したので未遂という形ですよ。

6番（西田委員） 事実は事実ですのでこれは報告したほうがいいと思います。

9番（奥本委員） 先ほど会長がおっしゃっていましたが、態度が悪いということでしたしこれは謝罪とかでは通らないと思います。最終的には司法に任せたほうがいいと思います。

6 番（西田委員） 謝ってもする可能性があるような気がします。

3 番（蛭崎委員） 過去もあったのではないかと疑ってしまいますよね。

議長（蛭崎会長） 皆さんの意見として、行政書士会及び司法書士会に対して手続きを行うということで事務局の方は対応するで皆さんどうですか。

4 番（椎野委員） 会長がおっしゃってありました通り、謝罪はもちろんです行政書士及び司法書士会の方に手続きをする方向でいいと思います。

11 番（築別委員） 私も一緒です。

9 番（奥本委員） 私は刑事告訴がいいと思います。

8 番（椎葉委員） 謝罪及び司法書士会と行政書士会に手続きを行うでいいと思います。

議長（蛭崎会長） 行政書士会及び司法書士会に報告・手続きを行うということ。また■■■■さんたちに謝罪に来ていただくということで。農業委員会として何もしないということとはできないということですので。

日程第3、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第3「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 6件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長）

以上をもちまして、令和3年第1回築上町農業委員会臨時議会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和3年10月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

11番委員（築別 修一 委員）： 築別 修一

署名委員

12番委員（吉田 俊明 委員）： 吉田 俊明